

鳥取県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年4月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成14年（ワ）第182号）の債権に係る収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部治山砂防課

課長補佐兼主幹 山田 英明

副主幹 森 麻樹

主事 中村 大樹

3 委任期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで